

# 情報通信審議会 電気通信事業部会（第80回）議事録

## 第1 開催日時及び場所

平成19年9月20日（木）14時00分～15時40分  
於、総務省第1特別会議室

## 第2 出席委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、高橋 伸子、  
東海 幹夫、辻 正次、長田 三紀、安田 雄典

（以上7名）

## 第3 出席関係職員

### (1) 総合通信基盤局

武内 信博（電気通信事業部長）、安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、谷脇  
康彦（事業政策課長）、高地 圭輔（事業政策課企画官）、本間 祐一（事業政策課  
調査官）古市 裕久（料金サービス課長）、二宮 清治（料金サービス課企画官）、  
竹内 芳明（電気通信技術システム課長）、菱沼 宏之（電気通信技術システム課  
企画官）、宮本 正（番号企画室長）

### (2) 事務局

渡邊 秀行（情報通信政策局総務課課長補佐）

## 第4 議題

### 答申事項

ア 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について

【諮問第1171号】

イ 平成20年度以降の接続料算定の在り方について【諮問第1170号】

ウ 事業用電気通信設備規則等の一部改正について【諮問第1179号】

### 報告事項

ア 電気通信番号規則の一部改正について【諮問第1176号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成18年度における基礎  
的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

## 開 会

○事務局　それでは、時間になりましたので、まず事務局からご報告をさせていただきます。

本日は、冒頭カメラ撮りをさせていただきます。審議に入る前にはカメラの方には退室をさせていただくということになっておりますので、ご了承をいただきたいと存じます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

(カメラ入室)

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信審議会電気通信事業部会第80回の会議を開催いたします。

本日は委員全員ご出席でございます。

## 議 題

ア 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について  
【諮問第1171号】

○根岸部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、答申事項が3件と報告事項が2件でございます。

○事務局　よろしゅうございますか。カメラ退室願います。

(カメラ退室)

○根岸部会長　それでは、まず初めに、諮問第1171号、いわゆるユニバーサルサービスに係る交付金、負担金算定規則の一部改正につきましてユニバーサルサービス委員会でご検討いただきましたので、その主査代理であります酒井先生のほうからご説明をお願いいたします。

○酒井部会長代理　それでは、お手元の資料をもとに、諮問第1171号、ユニバーサルサービス委員会での審議の状況につきましてご報告いたします。

まず、9月6日のユニバーサルサービス委員会で7月23日から8月22日までの間

に行った意見募集に対し9社から意見がございまして、これに対する考え方を中心に議論を行った結果、今回の省令改正案は妥当と判断したところでございます。

資料に沿ってご説明いたします。

資料1の別添1、2ページ目ですが、ごらんいただければと思います。これは今回の省令改正案に対する考え方を整理したものでございまして、7月23日の事業部会においてご説明した内容からほとんど変更がございませんので、ポイントだけ申し上げます。

最初に、ページ1の「見直しの背景」と1がございまして、これにつきましては、平成17年10月の制度見直しにおきまして、まず1として、直収電話サービス等の登場によりまして一層の競争が進展し、NTT東西の基本料金の級局別格差の縮小を含む基本料の低廉化が期待されておりました、2番目として、これをユニバーサルサービスの負担金をユーザーに求めるかどうかは各事業者の経営判断にゆだねると、こういった2つの考え方をもとに制度がスタートいたしました。

しかし、制度が稼働した後でございまして、回線交換網からIP網へのマイグレーションの影響が顕在化しまして基本料の低廉化が必ずしも期待できないことと、②に、負担金を支払う事業者53社中50社、ほとんどが当該負担金をユーザーに求めていると。こういった当初の想定とは異なる状況が生じたこと、そういったことを前提にさせていただきます。

したがって、このような状況におきましては、利用者負担を前提としつつ、負担金の額が増加することについて利用者からの理解を得るのが困難であろうと。これを踏まえまして、当審議会から総務大臣に対して、補てん対象額算定ルールについて利用者負担を抑制することを目的として速やかに見直しを行うことを要望したと、こういったことを言及しております。

次に、ページ2の「見直し案に対する考え方」でございまして、補てん対象額算定のためのベンチマークを全国平均プラス標準偏差の2倍と、こういったことにいたしました。これにつきましては、次の3つの理由によりまして十分妥当性を有するのではないかとしております。

まず①に、そこにごございますように、現行の負担額7円と大体同等の水準で推移すると見込まれるために、利用者負担の抑制を図ることが可能となります。②に、実績データに基づきます客観的なベンチマークを設定するものですので、基準の客観性が確保されております。③といたしまして、米国におきましても同等のベンチマークを設定し

ており、これを参考にすることは一定の合理性があると認められると。以上3点をその理由にしております。

次に、最後に、ページ2から3までかかりますが、「今後のユニバーサルサービス制度の見直し」でございますが、今後とも市場環境の変化が継続することを勘案しますと、ユニバーサルサービス制度自体の見直しを平成20年から行うのが適当であると。次に、NTT東西が引き続き経営合理化に努めていくことが適当であると。こういったことを明記しております。

続きまして、あけていただきまして、別添2のそれに対する意見及び考え方というのが横長の別添2でございます。ここでは提出された意見を6つに分類いたしまして、各意見に対する考え方を整理しております。

まず、あけていただいてページ1の意見1でございますが、これは今回のベンチマーク方式の改正については合理的な案であり、利用者負担が抑制できるので望ましいと、こういった内容で、ソフトバンクグループ、KDDI、エヌ・ティ・ティ・ドコモ、イー・モバイル、イー・アクセス、こういった会社から意見をいただいております。

続きまして、意見2でございますが、これはNTSコストの回収方法とのセットで見直すことが不可決といった内容で、これはNTT東西からいただいた意見です。

次のページをあけていただきますと、ページ2にいろいろ書いておりますが、今回ベンチマークを全国平均費用プラス標準偏差の2倍と、これに変更することによりまして、したがって、全国均一料金を維持するという政策目的に反するのではないかと。ですから、NTSコストの回収方法の変更とセットで見直すことが不可欠であると、こういった内容でございます。

これにつきましては、考え方2に書いてございますが、今回の補てん対象額算定方式の見直しが固定電話の接続料におけるNTSコストと密接に関係いたしますので、これと同時並行的に見直しを行い、所用の措置を講じることが望ましく、本件諮問の具体的審議においてもそういった点を留意していると、そういう形で整理しております。

続きまして、ページ2の意見3でございますが、これは基礎的電気通信役務の提供に関し、NTT東西の一層の経営効率化・情報開示が必要であり、また、ユニバーサルサービス制度の十分な周知等が必要であると、こういった内容でございます。イー・モバイル、イー・アクセス、ソフトバンクグループのほうからいただいております。

これにつきましては、考え方3で、まずNTT東西においては引き続き経営効率化に

努めていただきたいと。2番目に、昨年度、18年度でございますが、この交付金・負担金等の認可における当審議会の答申におきまして、適格電気通信事業者であるNTT東西に対し、基礎的電気通信役務収支の状況等について一層の開示促進及び利用者への情報提供の徹底を求めているといったことがございます。これを踏まえまして、NTT東西におきましては引き続き利用者等の理解が深まるように取り組んでいくことが適当であろうと、そういう形で整理しております。

なお、行政、基礎的電気通信役務支援機関、及び、接続電気通信事業者等におきましても、引き続き利用者への情報提供を徹底することが適当であると、そういったことを整理してございます。

続きまして、ページ3の意見4でございますが、これは制度変更が短期間に行われる場合には政策の透明性を高め、説明責任を果たすことが必要と、こういった内容で、イー・モバイル、イー・アクセス、ソフトバンクグループからいただいております。

これにつきましては、その右の考え方4で、今回の省令改正案は、当審議会の要望を受けまして、利用者負担の抑制を図る観点から補てん対象額の算定方式の見直しを行うものというものでございまして、その手続につきましても意見招請等による関係者の意見を踏まえつつ、十分時間をかけて審議を行っているものであると、そういった整理をしております。

なお、市場環境の変化が今後も継続することを踏まえまして、ユニバーサルサービス制度自体の早急な見直しについても透明性を確保しつつ進めていくことが適当であると、そういう整理も行っております。

続きまして、あけていただきまして、ページ4の意見5でございます。番号単価の平準化が必要といった内容でございまして、NTT東西からいただいております。これは具体的に番号単価が平成19年度は4円から6円、平成20年度は6円から8円と見込まれておりますため、利用者に対してユニバーサルサービス制度の収支が改善しているような誤解を生じさせることがあり得ると。そのために、制度理解の支障となる可能性があるのではないかと、そういった観点から出された意見です。

これにつきましては、考え方5で、平成19年、20年度の番号単価はあくまでもこれは推計値でございますので、現時点において来年度の補てん対象額や稼働番号数を予測しまして番号単価を平準化すると、そういったものが困難であり、仮にこれを行う場合にも、今年度の番号単価が上昇することによりまして不利益を受ける者が想定されます

ため、適当ではないのではないかと、そういった整理を行っております。

最後に、そのページの意見6でございますが、将来のユニバーサル制度のあり方について検討が必要であると、そういった内容でNTT東西、ソフトバンクグループ、KDDI、イー・モバイル、イー・アクセスからいただいたご意見です。各社の意見を見ますと、今回の措置があくまでも当分の間の措置であることや、IP化が進展いたしまして市場環境が急速に変化しており、こうした状況を踏まえつつ制度の早急な見直しを求めると、そういったことになっております。

これにつきまして、考え方6で、現在、総務省ではユニバーサルサービス制度の将来像についての検討が行われておりますが、平成20年から行うユニバーサルサービス制度の見直しに立っても、こうした検討を踏まえつつ、国民生活に不可欠な通信サービスがあまねく提供されることが確保されるように幅広い観点から検討が行われることが適当と。また、ユニバーサルサービス制度自体は接続料算定のあり方なども密接に関連するために、これらとの整合性を確保しつつ検討が行われることが適当と、こういった整理を行っております。

それでは、資料1の最初のページに戻っていただきまして、これが報告書となっております。

1としまして、「本件、基礎的電気通信役務の影響に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案については、諮問のとおり改正することが適当と認められる」。2としまして、「なお、本件に関する当委員会の考え方は別添1並びに提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添2のとおりである」と、こういった整理を行っております。

その他としまして、後ろの資料2に答申書の資料を添付しております。内容としましては、今説明しました報告書の内容と同じですので説明は省略いたします。

続きまして、資料3以降、いろいろございますけれども、これまでの事業部会において説明されている内容ですので、これも説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問ございましたら、どうぞお願いいたします。

○東海委員　　よろしいでしょうか。

○根岸部会長　　どうぞ。お願いします。

○東海委員　　このユニバーサルサービス制度の問題、今回のような形に制度を見直しをするというきっかけは、この審議会の昨年度末でしたでしょうか、3月末に私どもがいろいろ議論をいたしまして、利用者への負担を今後続けていくこと、及び、加速させること、これは適当でないという考え方を整理して制度の見直し、ユニバ基金の問題だけではなく、後ほどご説明申し上げる接続料のあり方にも影響する形で、ある意味では調整的な整備をしてここまで来たということでございました。

2つお聞きしたいのは、1つは、こういった形で整理できたものに対して、考え方に対して、私はきっかけが消費者の方々のいろんなご意見が強かったということと受けとめておりまして、そういう意味では、消費者団体の方から何かこの考え方の整理に対してのご意見が出てくるかなと思っておりましたが、一つもございませんでしたので、ぜひとも長田委員にはここで事業部会としてこれをどう受けとめられたか、お考えをお教えいただきたいというのが1点でございます。

もう一つ、これに関連をして、この審議会はユニバのこのコストの負担を利用者に負担させるかどうかということについては経営判断に任せるという姿勢をとってまいりました。そうしましたら、ほぼ100%近く事業者の方はこれを利用者負担としたという実態をそのときに知ったわけでございます。それからもう半年たちました。この事業者の姿勢について、何らかの動きがあったかどうか、あるいは、何らかのこれに対するお考えの表明があったかどうかということについては、これは行政の方に、事務局のほうにお聞きしたいと思っています。

2点でございます。

○根岸部会長　　わかりました。

それでは、1点目、恐縮ですけれども、長田委員にお願いします。

○長田委員　　私どもの団体も確かに接続料のほうの意見聴取の際にユニバとの絡みで意見を述べさせていただいております。その後のこの部会でも審議のところでは私自身は参加をさせていただいておりますので、今回のこの答申については賛成をさせていただいているわけですが、ただ、ほんとうに調整型であって、こういう言い方が適当かどうかわかりませんが、とにかく上げないというような調整がされたということだと思います。

本当に根本的な見直しは、ここにもほかからのご意見にも出ておりましたけれども、この先の検討のところではぜひもうちょっとほんとうに国民的議論として非常に大きく

巻き起こるぐらいの議論をして、その上で国民が何を負担していくのかというところが合意がとれたところで新しいユニバーサルサービス制度がまた始まるというような形にしないことには、また同じようなことになってしまうのではないかという懸念は今も持っております。

それから、事業者の皆さんがほんとうに右へ倣えといおうか何というか、多分もう何の疑問も持っていなかったかのごとくに一斉に国民にそのまま、ユーザーに転嫁をなされたというのは、やはり1番号につきというのはやりやすい方式であったということも影響しているのかなとちょっと感想としては思っておりますけれども、そこももう少し通信事業者の皆さんにも深く考えていただきたいなと思っております。

それから、もう一つなんですけれども、いろんな場面が出てきますけれども、ユニバーサルサービス制度というのはそのことで議論していますけれども、それ以外のところでも、都会が地方を支えるとか、東が西をととか、いろんなことがありまして、そういうものをすべて出し尽くしたところで、ほんとうに日本の通信をどういうふうユニバーサルサービスとして支えていくのかというところの議論にどうやってほんとうに国民を巻き込んでいくのかって、ほんとうに難しい課題だと思っておりますけれども、私どもも努力したいと思っておりますし、ぜひ総務省としてというか国としてもいろんな役割を果たしていただきたいなと思っております、感想です。

○根岸部会長　あるいは、高橋委員、何か補っていただくことはありますか。

○高橋委員　特段ございません。大体長田委員と同じような考え方です。

○根岸部会長　わかりました。

今、ご意見がありました、東海委員のほうでほかに追加することはありますか。

○東海委員　特にございませぬ。やはりよかったことは何かといたら、新しいユニバの議論が加速したというか、後押ししたという動きであったことは事実であります。しかしながら、今、長田委員がおっしゃられたとおり、それは当分の間やらなければならない調整型であったということは私たちも認識していなければならないし、抜本的なことについて今後議論を深めていかなければならないという前提はまだ全然崩れてないということは皆さんの同じご理解かなと思っております。

○根岸部会長　それでは、ちょっと2番目の話ですが、もしよろしければお願いします。

○二宮料金サービス課企画官　2番目の話をさせていただく前に、長田先生のご指摘について若干コメントさせていただきたいと思うんですけれども、今後のユニバーサルサ

ービス制度のあり方について国民的な議論をというお話でございます。

私どももユニバーサルサービス政策は非常に重要な政策だと思っております、これの将来像につきましては現在研究会を開催し、さまざまなご意見を聴取しながらいろんな方向性を検討しているという状況でございます。近々それにつきましてはのパブリックコメント等も出すことになっておりますので、ぜひそういうところでさらに多くの方々のご関心を吸い上げさせていただいて検討に反映をさせていただきたいと。その上で、また当審議会のほうに具体的な案をもちまして諮問させていただきたいというような形で考えているところでございます。そういった形での国民的議論を一層高めていければと考えております。

続きまして、東海先生からのご質問でございますけれども、他の電気通信事業者の7円の利用者の負担について何か動きがあったかということでございます。この点につきましては、残念ながら、当初53社中50社ということで利用者の負担を事業者がお願いをしているという状況は現在も大きく変わってございません。したがって、引き続き事業者におかれまして、その利用者の負担のあり方についてさらにご検討を深めていただきたいと思いますと思っております。その点につきましては、交付金の認可の際の審議会の要望をまた新たに事業者のほうで受けとめていただいご検討を進めていただければと思っております。

○東海委員　よろしいですか。

○根岸部会長　どうぞ。

○東海委員　この点についても、少し我々の姿勢ももしかしたら反省するところ、あいまいであったのかなという感じもしないではないわけです。つまり、事業者の経営判断にゆだねるといっても、ある考え方では、これは安田委員がおっしゃったんだろうと思うんですけども、当然そういうコストは回収する形をとるだろうという考え方もあるし、あるいは、そういう形でなく、経営の中でいろいろ、事業の中で吸収させて、利用者に負担のならないような形をとられるということもあり得るだろうと思いますが、しかし、それが混在をするということになると、これはかえってまたユーザーに混乱をきたすということにもなりかねないということですから、今新しいユニバの議論が20年見直しという形でもって進められているということでしょうから、このあたりのあいまいさ、あいまいというふうには行政は受け取っていないかもしれませんが、私が言うのがあいまいさで、そういうものについてもしっかりと方向性を何らかの形でもって示す

べきでないかなという感じがいたしております。

○根岸部会長　ありがとうございます。

どうぞ。

○高橋委員　ただいま二宮さんのほうから国民的議論をというお話をいただきました。

国民的議論を持つためには、それなりに消費者が勉強したりとか、争点を明らかにしていただいて、これに対して賛成かどうかというような、やはりそういうチャンスをもう少し設けていただかないと、パブリックコメントをとって意見がなかったからということではなかなか通用しない時代になっているようにも感じます。

情報通信に関しては、消費者の関心が非常に今高まっておりまして、長田委員や私が政策部会の委員もしておりますので、地デジであるとか、あるいは、私が研究会等に参加しておりますモバイルとかI P化時代の端末であるとかネットワークの中立性とか、その辺は担当課長さんに来ていただいて学習会を開くような形はしてきています。ユニバに関しては非常に全国的な問題なので、東京中心にだけやっていると偏ってしまうのかなというところも感じます。国民的議論が起きるような一つの仕掛けというのを総務省のほうでもやっていただきたいと思います。と思っています。

そのためには、報道機関に対してももう少しきめ細かなブリーフィングをしていただくべきで、特に地方の新聞とか放送局とかそういうところに対しても情報を出していただくことよろしいのではないかなと思っています。

以上、意見でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今のご意見はまた行政のほうでも反映していただくようお願いいたします。

それでは、よろしいでしょうか。

資料2というところで先ほどもご紹介がございましたが、答申書ということで、この基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案について、諮問のとおり改正することが適当であるということで、先ほど酒井委員のほうからお話がございましたこの中身で、答申書として提出するということにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

イ 平成20年度以降の接続料算定の在り方について【諮問第1170号】

○根岸部会長　それでは、次に参りまして、諮問第1170号、平成20年度以降の接続料算定のあり方につきまして、接続委員会主査の東海委員からご説明をお願いいたします。

○東海委員　お手元の資料80-2のファイルをごらんいただきたいと思います。表紙を外していただきますと、ここには2つファイルがあるかと思えます。1つはいつもの意見及びその考え方でございます。もう一つお手元に「平成20年度以降の接続料算定の在り方について 答申（案）」というのがございます。

1ページその答申案をおめくりいただきますと、そこに目次がございます。序章を除きますと1章から6章の構成になっております。1章からそのうち5章、つまり5項目にわたって今回20年度以降の接続料算定のあり方についての検討をさせていただいて、この事業部会でもご検討いただいて意見をいただいていたという過程でございます。最後の6章はこの20年度以降の接続料算定よりももう少し先を見据えて少し議論を頭出しをしておこうと、こういう章でございます。

この各々の章について、先般来パブコメをいたしまして、9月12日には接続委員会を開催させていただきまして、ご意見をいただいたところでございます。

意見が多数ございますので、主な意見とその考え方についてご紹介をさせていただきたいと思っております。横長のほうの意見と考え方のファイルをごらんいただきたいと思います。

まず、第1章の「新モデルの評価」に関係することといたしましては、2ページ、意見4でございます。これは光ファイバの経済的耐用年数については、光ファイバの技術的進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべきと、こういったご意見をお寄せいただいたわけです。

これについては、右側のほうの考え方4に、今回の光ファイバの経済的耐用年数の見直しにつきましては、昨今光ファイバの新規取得量が急速に拡大している状況の中で、第2次モデル以降、その見直しの検討がなされてこなかったことを考慮して実施したものであるということでございます。

この具体的な見直しに当たりましては、最新の設備利用状況等を踏まえつつ、最近の新規取得量の急激な拡大の影響があらわれにくい撤去法を採用し、決定係数及び推計の

精度が高いゴンペルツ関数及びワイブル分布を残存関数として推計した結果によるものであり、適切なものであると判断をいたしております。

なお書きといたしまして、指摘にある技術的な進展による耐用年数の長期化の加味につきましては、それを裏づけるだけの客観データがまだなく、算定条件の中立性を確保できない可能性があることから適当でないという形で整理させていただきました。

次に意見5、3ページでございます。これは第3次モデルよりも実際費用が低い値となっていることから、今後その乖離幅を注視し、今後の推移により所要の措置を講ずるための検討が必要というご意見でございます。

右側の考え方5では、実際費用は確かに試算結果によりますと長期増分費用よりも低くなっているという結果もあらわされておりますけれども、両者の差は縮小傾向にあるとの結論が得られております。また、新モデルにおきましても、PSTNへの投資抑制等の実態を反映した見直し等により、一定のコスト削減が図られているところでございます。

以上から、答申案に示されているとおり、現時点で実際費用のほうが低い値であることをもって直ちに長期増分費用方式の有用性の有無を判断するのは適切とは言えないと考えられますが、ご意見にもありますように、今後も両者の乖離幅について注視をしていくことが適当ではないかと考えられ、必要に応じてその要因分析の検討を行うことが必要という考え方を示させていただいております。

次に4ページ、意見8でございます。これは第2章の「NTSコストの扱い」に係るところの問題でございます。この意見8では、NTSコストは基本料で回収されるべきコストであり、き線点RT-GC間伝送路に係るコストを接続料原価に算入することは不適當という意見が寄せられました。

これに対しましては、右の考え方8でございます。先ほどのユニバーサルサービス委員会の酒井先生のご説明がございましたけれども、今回のこの議論、ユニバーサルサービス制度の見直しと並行して実施してまいりました。そのときの結果を先ほど酒井先生からご報告をいただいたところでございますが、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直しにより、実質的にき線点RT-GC間伝送路に係るNTSコストをNTT東西のみが負担する結果となってしまっております。そういう実態を認識いたしております。そのため、今回のき線点RT-GC間伝送路に係るNTSコストの扱いにつきましては、NTT東西の利用部門を含む各事業者が公平に負担するようにする

必要があるとの考え方に立ちまして、あくまでも当分の間の措置といたしまして、従量制接続料の原価に算入することとしたものでございます。

したがいまして、今回の措置により、き線点R T-G C間伝送路が加入者回線の一部であり、その費用をNTSコストとして基本料の費用範囲の中で回収するという原則を変更するという考え方としては整理していないということを述べさせていただいております。

次に6ページをおめくりいただきたいと。6ページの意見9でございます。これはき線点R T-G C間伝送路に係る費用のうち、接続料原価に算入する費用は実際のネットワークにおけるR T設置局の局舎に係る費用としておりますけれども、これはすべての局舎に係る費用、あるいは、ユニバーサルサービス制度の補てん対象である局舎に係る費用にすべきというご意見が寄せられたものでございます。

これについては右側の考え方9をごらんください。これは考え方8の中でも示させていただいておりますけれども、き線点R T-G C間伝送路に係るNTSコストをNTT東西の利用部門を含む各事業者が公平に負担するようにする必要があることから、あくまでも当分の間の措置として従量制接続料の原価に算入することとしたものでございます。

したがいまして、上記趣旨にかんがみますと、接続料原価に算入する費用は必要最小限のものに限ることが適当と判断いたしました。この点につきましては、実際のネットワークでは長期増分費用モデルの上のそのモデル上のR T局に必ずしもR Tが設置されているとは限らないことから、指摘にあるよう、接続料原価に算入する費用につきましては答申案に示されているとおり長期増分費用モデルで算定された収容局別のき線点R T-G C間伝送路費用のうち、実際のネットワークにおけるR T設置局である局舎の当該伝送路費用に限るとということが適当という考え方を示させていただきました。

次に、8ページでございます。意見11をごらんいただきたいと思っております。これはNTSコストの一部が接続料原価に算入された場合、これに伴うレートベースの増加により、NTT東西の報酬額の部分的な上昇をもたらすことになるため、算出方法を含め接続料とは別体系で整理すべきと、こういうご意見が寄せられたものでございます。

右側のほうの考え方のほうでは、き線点R T-G C間の伝送路に係るNTSコストの扱いについて、公平負担の観点から適当であることは既に考え方8に示したとおりでございます。他方、本意見ではNTT東西の報酬額が部分的に上昇するとして、今回の措

置により、従量制接続料の原価に算入されるNTSコストに係る報酬額は他の設備と異なる別途の報酬率の算定方法を採用すべきとの指摘がなされたわけでございます。

これにつきましては、もう一冊の別紙の答申案のほうをちょっとごらんいただきたいと思うんですが、23ページでございます。この23ページの一番最後のパラグラフ、23から24にかけて示されて、「また」で始まる文章でございますが、ここで示されておりますように、当該報酬額を接続料原価に算入した場合の接続料は十分に競争が成り立ち得る水準であると認められることから、合理的な範囲にとどまりますし、また、今回の措置により、接続料原価に算入されるコストに占める当該報酬額の割合も25%程度にとどまるものでございます。

以上を勘案いたしますと、今回の措置は接続料原価をNTT東西の利用部門を含む事業者が公平に負担という趣旨に即したものの、のっとったものであると、妥当なものだと認められるという考え方で整理をいたしました。

それから、9ページのご意見でございます。意見の下のほうの13をごらんいただきたいと思います。これは第3章の「接続料設定に用いる入力値の扱い」の問題でございますが、通信量の変動に伴うコスト未回収が生じないように、適用年度の通信量を反映させることが必要というご意見でございます。

右側のほうの考え方13をごらんいただきたいと思います。通信量につきましては、NTT東西の接続料収入が過少となることを回避する観点から、本来モデルの適用年度のものを用いることが望ましいと考えられます。しかしながら、前回の平成16年答申、及び、今回の答申案においても示されておりますけれども、通信量につきましては、予見性確保等の観点から適用年度開始前に接続料を設定することが適当であり、また、適用年度開始前に実績値を把握することが不可能であることを考慮しますと、可能な限り適用年度に近く、信頼性のある予測通信量を採用することが適当との考え方を示させていただきました。

こうした点を踏まえまして、本答申案においても、予測通信量として3つの方法を比較考慮をいたしまして、その結果といたしまして、最も信頼性が高いものとして、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを引き続き採用することが適当との考え方を示させていただきました。さらに、なお書きといたしましては、今後のIP化の急速な進展による固定電話回線数や通信量の減少等の推移を踏まえ、通信量の扱いを含め、今後の接続料算定のあり方につきましては多面的に検討を行っていくことが適当という

考え方で整理いたしました。

次に15ページ、少し飛んでいただきまして、15ページの16、これは第4章の「接続料における東西格差」に係るものでございます。東西別の接続料設定を行う方向で検討すべきというご意見でございます。

考え方16では、接続料規則における接続料原価の算定原則やら、あるいは、NTT東西を別々の地域会社として設立した経緯からすれば、指摘のとおり、本来東西別に接続料を設定することが適当とは考えられます。他方、答申案に示されているとおり、これまで何度も議論がございましたけれども、1つは、東西別接続料を設定することについては、固定電話の通話料金の地域格差につながる可能性があって、十分な社会的コンセンサスを得ることが困難であるという点、2点目は、西日本を営業区域とする電気通信事業者に対する通話料金の値上げ圧力が比較的大きいこと、この2点を主として勘案いたしますと、これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適当との考え方を示させていただいております。

ただし、今後接続料の算定方法を見直し、NTT西日本が実際に行う効率化が接続料に十分反映されるようになる場合には、東西別接続料の設定についての社会的コンセンサスの状況にも配慮しながら、東西別の接続料設定を行う方向で改めて検討することが適当との考え方を示させていただきました。

なお、今回のご意見の中では、東西均一接続料の維持に賛同する意見がいろいろな、特に西日本の各団体から幾つか寄せられております。11ページから14ページあたりに出ておりますので、ご参照いただきたいと思います。

また、18ページ、これは第5章の「新モデルの適用期間」の問題でございますが、これもおおむね皆さんから3年とすることが適切という考え方、すなわち、平成20年度から平成22年度までの3年間とすること、また、NTSコストの扱いについてはユニバーサルサービス制度の先ほど来の議論、あり方の見直し等の議論とともにいろいろ検討していくことが必要だということでございまして、そういったご意見が寄せられておりますけれども、基本的には答申案に賛同するご意見でございました。

それから、第6章に係る問題といたしましては、19ページ、「新モデル適用期間後における接続料算定の在り方」と、これよりも少し先を見据えてどうあるべきかということを出しをしておりますが、これにつきましては、PSTNとIP網の併存期間に対応する抜本的な接続料算定のあり方については、平成21年度まで待たずに早期に検

討を開始することが必要というご意見でございます。

右側のほうの考え方21では、新モデル期間適用後における接続料算定のあり方につきましては、答申案に示されているとおり、その検討に十分な期間を設け、コスト算定方式をも含めて多面的に検討する必要があると考えられる。したがって、考え得る接続料の算定方式について、それらを採用することの可能性及び課題についてさらに検討を深めるため、平成21年度中に総務省においてフィージビリティスタディなどを行っていただいて、その検討結果を踏まえて改めて検討することが適当という考え方とさせていただきます。

続いて、意見22でございますが、接続料のあり方に関し見直しを行う際には、基本料のあり方、ユニバーサルサービス制度についても抜本的な議論を行う必要というご意見でございます。

考え方22では、答申案序章にも示されているとおり、PSTNからIP網へのマイグレーションが顕在化し、電気通信事業を取り巻く環境が本格的なIP時代の到来に向けて大きく変化していることが現場でございます。こうした変化を踏まえまして、考え方21と同様、今後の接続料算定のあり方につきましては多面的に検討を行うとともに、ユニバーサルサービス制度等が接続料算定のあり方とも密接に関連することから、これらとの整合性を確保しつつ検討を進めていくことが必要であるという考え方とさせていただきます。

以上が答申案に寄せられた主な意見と考え方でございますけれども、こういったことを受けまして、別冊の答申案でございますが、主な修正点といたしまして幾つか見ていただければと思いますが、14ページ、皆、前回答申案との相違は赤で書いてございまして朱書きをいたしておりますが、例えば14ページの図表5につきましては、これは試算値の入力値を平成18年度実績通信量が判明をいたしておりますので、これに基づいてデータ更新をさせていただいているということでございます。

また、33ページの図表13も同様、18年度実績通信量に基づきデータ更新をさせていただいているところでございます。

その他、部分的に表現、用語等について幾つか修正をさせていただいておりますが、これは本質的なことではございませんので省略をさせていただきたいと思っております。

接続委員会からのご報告は以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問がありましたら、どうぞお願いします。

○辻委員 よろしいですか。

○根岸部会長 どうぞ。

○辻委員 今、接続料の改定の説明を受けましたが、最初のユニバーサルコストのところですが、ユニバーサルサービス料の変更と接続料とは対になっているということです。今、東海主査もその点を十分留意されて説明されたと思います。

そこで1点お聞きしたいのは、このRT-GC間の伝送路の費用です。これはNTSコストとして本来ならば基本料で回収するものです。基本的な考え方として、例の5年にわたってこれを段階的に接続料に算入していくというスケジュールが、最初のユニバのコストのところで説明されました。ユニバの消費者の費用負担が過重にならないようにとの配慮からなされ、その影響が接続料に行ったわけです。ですから、今回の説明は、原則的にはNTSコストとして接続料から抜いたわけですけれども、当分の間はこの方式で行くということですね。

もう一点、今回提案の制度を公平な観点から説明されましたが、それは大変いい観点だと思います。前の議論のユニバーサル費用とあわせて、誰がどれだけ負担するかということは非常に重要な問題です。去年出ました最初の案では、全国平均の費用を超える部分は電話番号を持っているユーザー皆でシェアするというので、計算しますと7円となりました。このときは、それを全部消費者へ転嫁されました。今回もその全部消費者へ転嫁するというのでいきますと、今年は13円程度になりますから、概ね7円程度にしましょうということですが、これには多分に公平性の観点が入っていると思います。

ですから、ユニバーサルサービス全体の負担をどのように考えていくか、公平性の全般の議論の上で負担のあり方を考えなくてはなりません。今の議論は、ユニバでは消費者の負担が大きいからということで、それを減らしたしわ寄せが接続料に来て、接続料の委員会では公平性ということを事業者間でもう一度議論され、NTTとNCCの間の接続料の負担が公平になっているかどうかを審議をされるのですね。

ユニバーサルサービスの費用を負担する場合、消費者の負担分と事業者間の負担分はどう見たら公平性を満たしているか、個々で見ると、消費者の方々は14円が7円になった、5円、6円になった、これは結構です。ところが、事業者の方がをみると、本来

は負担がなくなったものを、再度NTT幾ら、NCC幾らということで計算されています。これを公平と言っておられますが、それでは、全体として見た場合、消費者、事業者、NTT、NCC、この3つの間で整合的に公平性を見た場合、負担のあり方はどう考えるべきなのでしょう。

○東海委員　これは私の接続委員会としてのご報告として答えることの範囲をかなり越えていますけれども、極端に言うと、先生を含めたこの事業部会全員が考えなきゃいけない問題ではないかと、先生のご見解をかえって承ったほうが早いんじゃないかと思えますけれども。

いずれにしても、今回の整理というのは当初から、先ほど長田委員もおっしゃられましたけれども、かなり調整的な形で、ある事象に対してきちっと対応しなければ適切でない。

それが、全体最適、部分最適という言葉がありますが、それこそ全体公平、部分公平という言葉はあるかないか知りませんが、どうしても全体公平というものを、全体的な視野、グローバルな視点から見て、これが皆さんが納得する、いろんな部署の方たちが、あるいは、関係者が納得する、事業者もユーザーも納得するというような考え方、あるいは、NTTと接続事業者が納得するという形で納めるという議論はまだ成立していないんだろうと思いますね。むしろ先生のようなエコノミストが考えていただくことじゃないでしょうか。

○辻委員　そうしたら、辻が考えろということですね（笑）。

1つ試算していただきたいんですね。電気通信事業部会と接続委員会とが合同でやったヒアリングでは、NTSコストを接続料から基本料のコストに付け替えたときに、NCCの方々はそのだけ負担が減りますのに、値下げという形をなぜされなかったと聞きました。皆さん方全部、競争が激しいから、それは値下げはできませんという話でした。競争が激しいからこそ、原価が下がれば下げたらいという意見も出ました。今回の見直しの発端というのは、仮にNCCの方々が当初の1年前のところで、あるいは、5年かかってNTSコストの付け替えを行うに際して、接続料原価が下がった分、ユーザーの料金を、直取電話等々の料金を下げていかれたら、そうすると、結果的にユーザー側のユニバ負担額が大きく増加するのではなく、ユーザーの追加負担は、4円とか5円ですんできたかもわからないですね。

ですから、これはNCCの方を非難する訳ではないですが、短視的に競争が激しいか

らといって接続料の負担減少分を全部自分たちのほうに入れられました結果、ユニバのコストで消費者が負担する金額が大きくなり、そのために再度NTSコストを接続料にもう一度戻し、その分NCCが再度負担せざるを得なくなったと思います。

ですから、一度試算して、仮にNCCがNTSコストが基本料に付け変わることに合わせて、直収電話等々の料金を下げてもらったら、ユニバのユーザーへの転嫁額がどこまで減ったか、すこしうまく言えませんが、このような計算ができれば、公平負担のベンチマークになるのではないと思います。

東海委員が言われた全体公平、部分公平、これは最終的な話ではありません。この場の事業部会として何が公平かということをやはり議論すべきだと思います。決して私一人が考えるわけじゃなくて、全体で議論すべきだと思います。

今の計算の仕方、ご理解願えましたでしょうか。

○二宮料金サービス課企画官 詳しいところまで正しく理解しているかどうかわかりませんが、今のご指摘は、仮にNTSコストを接続料のほうに段階的に返すということをしなかった場合、今回の措置をとらなかった場合に、どれほどの接続料の減、もしくは、接続料原価がどれほど下がるかというご指摘。

○辻委員 かつ、ユーザー価格ですね。ユーザー価格が下がりますから、消費者のユニバの負担というのが減っていくわけですね。

○二宮料金サービス課企画官 ユーザー料金に与える影響については、各事業者の経営戦略、また、中長期の見方にもよってくると思われまますので、直接ユーザー料金にどれほどの影響があるのかというのは必ずしも試算することは簡単ではないとは思いますが、少し考えてみたいと思います。

○根岸部会長 今、辻委員からお話がありましたけれども、その点に関しましていかがでしょうか、ほかの。どうぞ。

○酒井部会長代理 よろしいですか。全体取引が下がっていて電話網の維持コストが上がっているんで、そう簡単にいくかどうかわからないんですけど、そういう点を無視したとすると、NTSコストをぐんぐん抜いていって、それがほんとうに料金に反映されただとすると、通信料は本来もうちょっと下がるべきであったと。基本料は、基本料ということはありませんけど、ユニバのお金が入るので上がると。

そうすると、使う消費者にとっては値下げになるかもしれないけど、あんまり使わない消費者にとっては値上げになってしまうというので、どの辺になるかというのが、ほ

んとは計算してみなきゃわかりませんが、結構だれが負担すべきかという話で、割とそのあたりが微妙な話になるのかなという気はしております。

○根岸部会長 なるほど。そうすると、利用者は一律ではなくて、利用者の中でも違ってくると、そういうことですね。

○辻委員 そうですね。

○根岸部会長 いかがでしょうか、今の。何か難しそうではありますが、ちょっと検討していただくということで、よろしく願いいたします。

東海先生のほうからご説明いただきましたこの答申案につきまして、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この答申案を答申ということでさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

#### ウ 事業用電気通信設備規則等の一部改正について【諮問第1179号】

○根岸部会長 では、続きまして、諮問第1179号、事業用電気通信設備規則等の一部改正につきまして審議したいと思います。

本件は今年7月23日開催のこの部会におきまして諮問を受けまして、7月24日から8月23日までの間、意見募集を行いました。この提出された意見を事務局において取りまとめていただきましたので、これを報告していただきまして審議したいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○菱沼電気通信技術システム課企画官 1ページおめくりいただきますと、7月に諮問しました改正の概要がございます。Ⅱのところ、事業用電気通信設備規則の一部改正ということで、0AB～J番号、03や045を使用するIP電話の技術基準の見直しとして2種類、ネットワークの品質の規定、それから、発信者番号偽装対策に関する規定の整備を盛り込んでいます。

それから、(2)として、コロケーション設備に対する防火対策等ですが、コロケーションをしている場合に他の電気通信設備に損傷を与えないように措置されたものであることを確認しなければならないことを規定しております。

次のページですが、電気通信主任技術者規則の改正ということで、配置要件の見直し

として、主任技術者と同等と認める者の配置によることができる場合について、今まで一の市町村であったものを、別に定める要件を満たす場合については都道府県まで認めるといことです。

こちらにつきまして、パブリックコメントを受けまして、その考え方を整理しております。

次のページから2ページは概要ですので、後ほど参照していただければと思います。

A4横の資料「情報通信審議会の考え方（案）」に基づきましてご説明させていただきます。

まず、おめくりいただきますと、左側が意見の概要です。一番初めは、0AB～J系IP電話の品質に関するご意見ですが、今回ネットワーク品質を追加しましたが、将来的に、端末設備を含めたエンド～エンドの品質を規定した総合品質の維持管理が困難になるので、総合品質の廃止を検討してはどうかということです

右側、考え方の欄ですが、中段のほうにございますが、こちらにつきまして、情報通信審議会の事業部会ではなく、まずは技術分科会IPネットワーク設備委員会で検討していくということです。

次のご意見ですが、発信者番号偽装対策に対するご意見です。これは電気通信事業者協会がガイドラインを策定しているということですので、次のページに意見のポイントがございます。次のページの6行目に、今回の省令改正案、発信者番号偽装対策につきましては0AB～J一番号を使用する従来のアナログ電話、ISDN、それから、0AB～J系IP電話が対象ですが、それ以外についても検討していくべきだというご意見です。さらにその下のご意見につきましても、今回の対象以外の携帯電話、それから、050-I P電話を検討していくべきということです。

これに対する考え方としましては、前のページ、6ページに戻りますが、基本的には賛同の意見ということですが、今後、今回対象としていない携帯、PHS、050-I P電話等につきまして検討していくということです。次のページ、7ページに戻りますと、同様の考え方を書いています。なお、検討の場につきましては、まずはIPネットワーク設備委員会において検討するということです。

7ページの下、防火対策、コロケーション設備に対する防火対策についてのご意見がございます。次のページ、8ページの右側の考え方にに基づきまして説明させていただきます。太字のところにポイントがございますが、設置場所を提供する事業者、いわゆる

オーナーが、他の電気事業者が設置する、これはテナント、店子に当たるわけですが、その設備の安全性を確認することは実行上不可能ではないか、若しくは、事業法の委任の範囲を逸脱しているのではないかというご意見です。

こちらにつきまして、事業法で技術基準を定めていますが、この技術基準を個別具体的に定めることで技術革新が妨げられたり、新しいサービスの導入が妨げられることがないように配慮しております。設備の機能や仕様が様々なものがありますので、その安全性の確認の方法も、ご意見にございますとおり、様々なものになるということです。

次のページに入りますが、4行目からですが、発火等により他の設備に損傷を与えないように措置されたものであることを確認することにつきまして、後ほど修文で、確認方法の事例を修正させていただきますが、画一的に特定のやり方で確認するとはしておりませんで、こちらにつきまして、法令の委任の範囲を逸脱するものではないということです。

次のご意見は、事業者が自らの設備を設置している事業者であれば、自ら設備の安全性を確認することが現実的ですが、こちらはもちろん設置する事業者自らが安全性対策を施すことを前提としているものです。

こちらのご意見、コロケーション設備の安全性確認の義務まで課すことは過剰な規定ではないかということです。こちらにつきまして、法律では、電気通信回線設備、ネットワークを持って回線設備を設置する電気通信事業者につきましては、技術基準に適合させる義務がございます。この中で、防火対策が規定されておりますが、今回、発火等によりまして他の電気通信設備に損傷を与えないように措置されたことを確認するというものですので、現場の防火対策を延長しているものでして、過剰な規制というわけではないということです。

次の丸のところ、本改正案の趣旨に関するご質問ですが、元々情報通信審議会から、5月にコロケーション設備の発火、発煙の防止についての答申を受けたものです。

さらに下のほう、下から6行目、「また」以下ですが、場所を提供する事業者、これは大家に当たる事業者ですが、そこが発火対策は適切にとられているか、防火対策は十分とられているかということの確認の方法の一つとしまして、店子、テナントから書面でその安全性が記載されたものを受領することも方法の一つではないかということとして、条文を修正いたしまして、10ページから11ページにかけて訂正がございます。

11ページ、3行目からですが、「当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設

備に損傷を与えないよう措置されたものであることを」、青色のところですが、「当該他の事業者からその旨を記載した書面の提出を受ける方法その他の方法により確認しなければならない」ということです。これは書面の提出を受けても大丈夫ですし、その他の方法としまして、大家がテナントの設備を直接確認するという方法もございます。様々な方法によって確認することができるということです。

さらにその次、事業法を改正して旧二種事業者に対しても適用すべきということですが、今回は省令改正ですので、これは直接関係ないかと存じます。

次のご意見ですが、左側の5行目に、コロケーションの進展を妨げるような事態にならないようにということですが、右側の考え方の5行目ですが、これはコロケーションスペースを提供する事業者における確認・審査は、安全・信頼性を確保するために必要な範囲で行われるということです。

さらにその次のページのご意見ですが、こちらはやはり7行目に、円滑なコロケーションの実施に支障が出るおそれがあるということですが、考え方は先ほどと同様です。

ここまでが諮問の対象になる省令についての考え方です。

さらに、諮問対象に直接入ってはおりませんが、電気通信事業法施行規則等の省令改正案に対する総務省の考え方をご説明させていただきます。

13ページ以降ですが、14ページを開いていただきますと、まず制度改正の趣旨に賛成のご意見ということで1つございます。

次のご意見は、事業用電気通信設備の自己確認の届出ということとして、設備がきちんとしているということを自分で確認する届出です。

こちらにつきまして、まず上の段、発番号偽装対策に関する規定、今回の改正ではアナログ電話、ISDN、それから、0AB～J系IP電話をまず対象としたということとして、携帯電話や050-I P電話は今回対象としておりません。規定で、携帯電話では含まれる形になっておりますので、ここは規定の不備を修正するというものです。

下の段は緊急通報、110番、119番、118番につきまして、現在はアナログ電話、ISDN、それから、0AB～J系IP電話に義務付けしてございまして、携帯電話や050-I P電話について行うことまでは義務付けしてございませんが、取り扱った場合にはその自己確認をきちんとするというものです。

こちらにつきまして、050-I P電話、これは施行規則第27条の5第4号のところですが、こちらにつきまして、報告を行っていない場合に自己確認の届出から除外し

ておりませんでしたので、規定を修正するというご意見です。

次のページ、15ページ目ですが、設備の管理規程で、ノウハウやセキュリティの確保の観点を検討すべきということですが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づきますと、ノウハウやセキュリティというものにつきましては非公開の要件に該当する場合には公開されることはないということで、影響を及ぼすことはないということです。

次は、重大な事故報告、これは利用者が3万以上で、かつ、2時間以上停止した場合の事故の逐次の報告ですが、こちらにつきまして、今回品質の低下というものを盛り込んだわけですが。これにつきまして、定義を明確にすべきというご意見でございます。

右側のほう、考え方ですが、品質の低下は、省令で通話品質、接続品質等が定められていますので、こういったものを満たすことができない場合ということですが。

次のページ、16ページですが、左側の意見の、定期的な事故報告の制度化に対するご意見として、軽微なものは除くべきというご意見ですが、右側の考え方、下のほうですが、電気通信事業者に過度な負担となることが明らかになった場合、17ページにわたりますが、別途、軽微な事故の範囲として除外できるように告示するというものです。

17ページの次のご意見、画一的な報告でなく、ヒアリングを実施することが有用ということですが、これはまさにヒアリングを行うことも有用ですので、報告と併用していくのが適当ではないかということです。

さらに18ページ、品質が低下した事故の定義の明確化ということにつきましては、先に考え方を示したものと同様です。

さらに、電気通信設備以外の設備、それから、設備に関する情報等につきまして、定義を明確にすべきということですが、電気通信設備以外の設備というのは、例えば、加入登録のための設備や業務管理用の設備などがございます。

それから、設備に関する情報というのは、19ページになりますが、サーバのログインID、パスワード等となります。

それから、加入登録システムの故障によって新規加入の受付が停止した場合、こういった場合はどうなのかということですが、先の審議会でも番号ポータビリティの開始に伴いまして事故が発生した場合も報告対象にすべきということがございますので、規定のほうにそれが明確化されるように、利用者につきましては事業者と役務提供契約を締結しようとするものを含むというふうにご修正しております。

それから、社内体制を整備する必要があるということです。こちらは、現行の規定では、来年1月から3月までの事故について4月以降に報告するという規定ぶりになっておりますが、会計年度に合わせるべきということで、考え方としましては、4月1日からの報告につきまして7月以降に報告をしていただくと修正しております。

次のページですが、最後、重大な事故報告の際の主任技術者の確認の要件化ということですが、主任技術者は設備を持っている事業所には居ますが、例えば、通信の秘密の漏えいの事故等が起こった場合には主任技術者がいない場合もございますので、そういった場合には、その主任技術者の氏名等の記載を要しない旨、規定を修正しております。以上です。

○根岸部会長 ありがとうございます。

諮問対象となっていないもの、両方あわせてご説明いただきました。どうぞご質問、ご意見がございましたらお願いします。よろしいですか。

○酒井部会長代理 1点だけよろしいですか。

○根岸部会長 どうぞお願いします。

○酒井部会長代理 この防火対策のところなんですけれども、防火対策がとれていることを書面で確認する等と書いてありますが、おそらくこれは基準的にかなり作れるんでしょうか。具体的に、例えば建物でしたら木造じゃいけないとかモルタルだとか色々細かい規定がありますけれども、~~ちよと~~私は装置に関してどういうことの基準がつけられるのかちょっとよく分からないんですが、何らかの形でこうじゃなきゃいけない、普通の建物みたいに、こういう材料を使っていないといけないとか、そんなような基準というのはつくり得るんでしょうか。

○菱沼電気通信技術システム課企画官 今も、防火の対策につきまして、コロケーションでないものにつきまして規定がございまして、その規定は、明確に例えば木造ではだめだとか、そういう規定ではございまして、若干紹介させていただきますと、自動火災報知設備及び消火設備が適切に設置されたものでなければならないと、ある程度幅広く色々な対策を含めるような形に規定されておまして、明確にこれでなければならないというような形ではなく、ある程度、設備に詳しい事業者の方の目から見て、発火対策になるとか、防火対策になると認められるものであれば、ある程度常識の範囲内でその書面を提出していただいて、提出を受けた事業者でも、よほど変なものでない限り、それをもって確認できたということになるかと思えます。

○酒井部会長代理　　わかりました。

○根岸部会長　　ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、諮問第1179号につきまして、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。ありがとうございます。

それでは、本日の答申につきまして、総務省から今後の行政上の措置についてご説明いただけるということでございますので、よろしく申し上げます。

○武内電気通信事業部長　　電気通信事業部長の武内でございます。平素より、皆様方には情報通信行政の推進に多大な貢献を賜りまして、この場をおかりいたしまして改めて御礼申し上げます。

このたび、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について」、それから、「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」、及び、「事業用電気通信設備規則等の一部改正について」の3つの答申につきまして、根岸部会長をはじめ電気通信事業部会の各委員の皆様方には、諮問以降、精力的にご議論を賜りまして、本日こうして答申を取りまとめでいただきまして、心より御礼申し上げます。

PSTNからIP化へ今移行が本格化をしておるわけでございますけれども、今後の固定電話に関する接続料算定に当たりましては、こういう環境の変化を踏まえた検討が必要と考えているところでございまして、また、本年から稼働いたしましたユニバーサルサービスにつきましても、利用者への影響について十分配慮した上で制度のあり方を検討することが必要と考えております。

それから、ネットワークのIP化の進展に対応した技術基準の見直しですとか、あるいは、事故、障害が数多く発生しておりますIP系のサービスの安全・信頼性の確保対策の策定についても検討が必要と、そういう問題意識で来たわけでございますけれども、今回この3件につきまして答申をいただいたということで、非常にありがたいところだと思っております。

本日、この答申を受けまして、総務省といたしましても、関係省令のすみやかな整備等の取り組みを進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

どうもありがとうございました。

ア　電気通信番号規則の一部改正について【諮問第1176号】

○根岸部会長　それでは、次は報告事項ということですが、諮問第1176号、電気通信番号規則の一部改正につきまして、電気通信番号委員会主査の酒井委員のほうからご説明をお願いいたします。

○酒井部会長代理　それでは、ご報告いたします。

ここにあります電気通信番号規則の一部改正というのは、要するに、本年3月31日に取りまとめられましたFMC（Fixed Mobile Convergence）、こういったサービスの導入に向けた電気通信番号のあり方の答申を受けまして、電気通信番号規則の規定の改正を行うといったものでございます。

これにつきまして6月21日の情報通信審議会の諮問を受けて、審議の上、意見募集を行ったところなんです、その意見募集につきまして、電気通信事業者及び個人の方から計4件の意見をちょうだいしております。

これをもとに、電気通信番号委員会としては9月6日に審議を行いまして、本日はこれらの調査、検討の結果をご報告いたします。

報告書はお手元の資料80-4でございますが、4-1がありますけれども、その次の横長の4-2、『電気通信番号規則の一部を改正する省令案に関する意見募集』に寄せられた意見及びそれに対する考え方（案）の概要につきましてご報告したいと思います。

最初に1ページ目をあけていただきますと、4人の方の意見が寄せられました。

次をあけていただきまして、2ページ目ですが、2ページ目の一番上は賛同ということで、2番目が割と大きな話でございまして、今回の省令案では、そこにありますように、050番号を用いたFMCサービスとしては、070とか080/090、こういった番号回線を組み合わせることができると、そういうふうに規定したところでございますけれども、これに対して、050と0AB～J番号回線の組み合わせを行うべきではないだろうかと、要するに、050の番号に着信したときにそれを0AB～J番号回線でも受けられるようにすべきではなかろうかと、そういった意見でございます。

この意見に対する考え方は一応右の欄に整理してございますが、050番号を使用するFMCサービスにつきましては、事業者ヒアリング等で070、080/090、こういった番号回線との組み合わせについて検討を行いまして、その結果、これを利用可能とするのがよかろうということで判断いたしました。

今回新たに0AB～J番号回線との組み合わせをすべきではないかという意見に対し

ましても、やはり同様に、070、080/090と同じように、サービス形態の識別の観点、品質識別の観点、さらに料金識別の観点から検討を行いました。

その結果、0AB～J番号回線に接続する場合には、現時点では050番号から想定される料金よりも高い可能性があるのではないかとということで、ガイダンス等の適切な方法によりまして0AB～J番号回線に接続し、その料金水準で課金されることを接続前に発信者が把握できる措置がとられるならば、070、080/090と同様に、0AB～J番号回線と組み合わせて050番号をFMCサービスとして利用可能とするこ  
とはいいのではないだろうか、そういったふうに判断いたしました。

この点につきましては、省令案におきまして、規定の整備を行うのが適当だろうと考えられます。これが一番大きな点だと思います。

続きまして、3ページ目の下のところですが、050番号を用いたFMCサービスでガイダンス等を義務化すべきではないのではないかと、そういった趣旨のご意見を2つ  
いただいております。

今回の省令案におきましては、050番号を用いたFMCサービスにおきまして、それが050に着信したときに、070、080/090番号回線に接続する場合には、ガイダンス等の適切な方法によりまして、PHSとか携帯電話番号につながり、なおかつ、その料金水準で課金されると、こういったことを接続前に発信者が把握できるように、そういった措置を講じることが必要としております。

最初の意見でございますが、いろんな課金形態があるだろうということで、着信転送と同様に、発信者とFMCサービス加入者それぞれで負担するような場合もあるかもしれない。そういった場合には必ずしも高い料金水準になるわけではない。ですから、必ずしもガイダンス等の挿入は必要ではないのではないかと、こういったものでございます。

これに対する考え方ですが、現時点において、050番号、これはIP電話サービスですが、これが携帯とかPHSのように相手が移動してしまうとサービスは、現在のところ提供されているわけではないので、やはりサービス識別の観点から、050からほかの番号回線に着信した場合には、例えば携帯につながるということで、そういったガイダンス等は必要ではなからうかと。

また、仮にこの070とか080/090番号に着信した場合の料金水準が050番号に接続する場合に比べて同等とか、あるいは、安いとか、そういったことがあるかも

しれません。ただ、接続先のみ、要するに、向こうに行きますというだけでは発信者側からはその料金が050番号の料金よりも同等あるいは安いとか、そういったことは把握できないために、発信者が何も聞かないと高額な料金なのではないかと、そういった不安を与えることも想定されます。したがって、現時点では接続先とその料金水準についてガイダンス等の措置を講じることが必要であろうと、そういった形で考え方を書いてございます。

2つ目のご意見ですが、これはガイダンス等の措置についてはガイドラインとしての答申の記載で十分ではないだろうかというものでございます。

これに対する考え方なんですが、ガイダンス等の措置につきましては、やはり事業者のほうで適切な対応がとられることを担保することが必要だろうと。こういったためには省令においてきちんと規定することが適当であると考えます。したがって、この点につきましては省令案のとおりとすることが適当と考えております。

最後に、その他の意見として個人の方より意見が寄せられておりますが、これにつきましてはちょっと今回の意見募集の対象外ということで今後の参考とさせていただきたいと考えております。

以上が、省令案と、それに対して寄せられた主な意見、それに対する考え方でございます。

これをもとに、ちょっと戻っていただきまして、資料80-4-1でございます。

まず、省令案につきましてはその1に記載しましたが、先ほど説明いたしましたような考え方のとおり修正することが適当と。具体的には050番号を利用するFMCサービスに0AB～J番号回線を組み合わせることができると、そういうふうに省令案において修正することが適当と考えられます。

この省令案の修正につきましては、次についております資料80-4-3の新旧対照表がございまして、その4ページ目の第10条第2項の部分です。ちょっとなかなか読んでも難しいんですけども、このところに、回線の組み合わせとして、要するに、050番号を利用するFMCサービスに0AB～J番号回線を組み合わせることができると、そういった規定を追加しております。

ただ、今回そういう意味で、前回の案に比べまして新たな組み合わせが追加されましたので、念のため、再度意見募集を行うことを考えておりまして、その期間につきましては2週間とすることが適当と考えております。

以上が審議の結果のご報告です。

○根岸部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問ありましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。どうぞ、お願いします。

○長田委員 こういうサービスが実際に取り入れられた当初というのは、そういうものがあるというのは知らない方も大勢いらっしゃるので、このガイドンスというのが非常に大切になると思います。

それがどういう形で入るのか、そのことも含めて、どうやって広報していくのかというのはほんとうに大きな課題かなと思います。特に、要望なんですけど、そういうふうにはならないのかもしれないんですが、ガイドンスの段階までは課金されないようにきちんとそこは担保をしていただいて、何かそこまでよくよく聞いていたら何というか増してきて、その分が請求に載っていたというようなことにはならないように担保していただきたいなと思います。

○酒井部会長代理 実際の課金方法がまだ完全に決まっているわけではないんですけども、当然ガイドンスで聞いている間は課金されないようになるだろうと私どもも考えております。

○宮本番号企画室長 ちょっと補足説明をさせていただきます。

ガイドンスを流しているときに、課金をどの時点で行うかというところまでは規定はされていないわけですが、要するに呼の接続前にガイドンスは流れるというものでございますので、実際のサービスにおきましてガイドンス中に課金が行われるということにはならないと考えられるのではないかと考えております。

また、現在、例えばガイドンスが既に流れているようなサービスもあるかと思うんですが、当方ですべてを把握しているわけではございませんけれども、当方で把握している限りにおいては、ガイドンス中に課金がされているという例は今のところございませんので、そういったことから、御意見も踏まえまして、接続前にガイドンスを流すということを特に条件として規定させていただいているということをご理解いただければと考えております。

○根岸部会長 よろしいですか。

○長田委員 はい。

○根岸部会長 ほかに、よろしいですか。

それでは、資料80-4-1のところで報告書ということでもっていただいております、この一部修正ということがありまして、その修正されたこの省令案につきましては再度意見募集を行うことが適当であると、その期間は2週間が適当だと、こういう報告でございます。

本件につきまして、寄せられましたこの意見、あるいは、その考え方とともに、修正された省令案を本日の部会長会見で報道発表するほか、広く公にしまして意見の募集を行うということにしたいと思っております。この意見招請期間は2週間ということでやりたいと思っております。ありがとうございました。

#### イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成18年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

○根岸部会長　それでは最後になると思っておりますけれども、一番最初に出てきましたユニバーサルサービス制度に係る問題でありますけれども、平成18年度におけるユニバーサルサービスの提供に係るNTT東西の経営効率化の報告につきましてご説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課企画官　それでは、資料80-5に基づきましてご説明申し上げたいと思っております。

まず、資料の構成でございますけれども、報告の概要に加えまして、その後ろにNTT東西からの報告が添付されているということでございます。

1ページおめくりをいただければと思っております。まず、今回の報告の位置づけでございますけれども、昨年11月、本審議会におきましてユニバーサルサービス制度に係る交付金の交付についての認可が適当という答申をいただいております。その際に、審議会のほうから5項目の要望をちょうだいしております、それを受けまして総務省のほうから関係のところに行行政指導しているということでございます。

具体的に申し上げますと、その下の四角のところでございますけれども、経営効率化の推進ということで、翌昨年11月22日、総務省からNTT東西に対して指導しているところでございます。

内容につきましては、今回の交付金の算定は設備利用部門の費用について約7%の経営効率化を行うことを前提としていると。このため、ユニバーサルサービスの提供にお

いて当該効率化を達成することが重要であるという認識を示した上で、2つ要望しております。

1つが、「NTT東西は、交付金の算定に基づいた経営効率化率の達成度合いを総務省に報告すること」、これが1点目。2点目は、「NTT東西は、携帯電話やIP電話の普及、直収サービスへの移行その他の要因が当該収支に及ぼす影響を分析し、総務省に報告をすること」ということでございます。

まず、1点目のほうからご説明申し上げたいと思います。

1ページおめくりいただければと思います。平成18年度の実績でございます。NTT東西ともに平成18年度は設備利用部門につきまして7%の経営効率化を達成をいたしております。具体的にはNTT東におきましては10.8%、NTT西日本におきましては13.1%という経営効率化が達成をされております。しかしながら、この中には収益の減に伴います費用減の要素もございますので、実質の経営効率化率はNTT東西ともに7から8%ということでございます。これは下にございます効率化の施策によりまして達成をされたものでございます。人員数の削減、業務拠点の集約・アウトソーシングの効率化、資産のスリム化等でございます。

この資料の左側から2番目の行につきましては推計値でございますので、委員限りの数字とさせていただきますけれども、人員数の削減につきましては、NTT東西において業務部門の人件費の6から8%程度の削減と。業務の集約・アウトソーシングの効率化につきましては、NTT東西、作業委託費を10ないし16%削減していると。また、資産のスリム化につきましては、利用部門の減価償却費等を10数%から30数%に削減をしているということでございます。その他の施策といたしまして、業務委託費等を東西において6から20%削減をしているということでございます。これは右の2つのコラムの施策の結果ということでございます。

その次のページをおめくりいただければと思います。全体のNTT東西の営業収益・費用、営業利益、これに占める利用部門の歳計でございます。営業費用のうち、利用部門費用がNTT東日本につきましては10.8%減、西日本につきましては13.1%減ということでございます。

続きまして、次のページでございます。これは市場環境の変化や競争の進展等が及ぼした影響について、2点目の報告の事項に関連するものでございます。NTT東西ともに、費用減を上回る収益減の結果、営業損益が悪化をしているという状況でございます。

具体的に申し上げますと、収益につきましてはNTT東西ともにドライカップ電話への移行に伴う減少、並びに、携帯電話及びIP電話等への移行に伴う減少がございまして、全体の収益は前年度に比べ減少してございます。NTT東日本については412億円、西については379億円の減でございます。

他方、費用につきましては、加入者回線コストの削減や設備利用部門コストの削減を図る一方、NTSコストの段階的なつけかえを伴う費用が増加をしております。この結果、全体の費用は前年度に比べまして減少、ただ、その減少額は収益に比べて少のうございまして、235億円、216億円ということでございます。

以上、利益に反映いたしますと、NTT東西ともに営業損益は悪化という状況でございます。

これを下の帯グラフを作成してございまして、費用のほうをちょっとごらんいただければと思いますけれども、費用につきましては、平成18年度、左からNTSコストのつけかえ費用、また、緑のところ加入者回線コストの削減、設備利用部門コストの削減というふうになってございます。

これに関しまして、加入者回線コストの削減と、いわゆる管理部門の費用の削減ということだと思いますけれども、それと、その横の設備利用部門コストの削減の額、割合を見ますと、設備利用部門のコストの削減のほうが多く出てきてございます。実際のところは、NTT東西の全体の営業費用に占める利用部門、管理部門の比率といたしましては、利用部門が大体3から4割、管理部門が6から7割でございますので、同じように、管理部門が経営効率化をできるということであれば、さらに費用が削減されるということでございますので、この点につきまして総務省において以下3枚の資料で分析を加えてございます。

今回分析を加えました結果、3点、状況が明らかになってきております。

5ページでございますけれども、まず1点目、ケーブルの総延長が一定の伸びを示しているという状況が見てとれます。左のグラフでございますけれども、加入者電話回線数は赤の折れ線グラフのとおり減少しておりますが、メタルケーブルの総敷設距離につきましては一定の割合で増加をしているというものでございます。これにつきましては、平成9年に加入電話回線数がピークに転じておりますけれども、その後、ほぼ一定の割合で年々増加をしているというものでございます。

これについては、都市部ではメタルケーブルの敷設はほぼ飽和状態でございますけれ

ども、郊外における宅地開発等によりまして、毎年一定の新規敷設が必要となっております。また、メタルケーブルはN T Tの固定の配線区画に基づきまして敷設をされておりますけれども、その区画内の利用者すべてが契約を解消しない限りにおいて、メタルケーブルの撤去が不可と、難しいということがございますので、結果において都心部のメタル回線が撤去できない一方で、郊外エリアにおける新規敷設が続いていると、結果、総延長が伸びているという状況でございます。これが1点目でございます。

次のページをおめくりいただければと思います。2点目が、N T T東西におきます最低限の投資の必要性ということでございます。左のグラフに過去の加入系メタルケーブルの投資額の推移を書いておりますけれども、平成10年以降減少しております。しかしながら、平成15年以降、600億円ということまで底を打っているという状況でございます。

これにつきましては、それぞれ投資額の内訳を書いておりますけれども、新規投資600億円から300億円、平成15年以降は100億円ということで減少をしております。他方、更改投資につきましては500億円ということで定常的な数字となっているようでございます。したがって、今後もほぼ同額の投資額が推移をする見込みであるという点が2点目の指摘でございます。

最後のページでございます。3点目でございます。3点目はメタル回線の老朽化の影響でございます。メタルケーブルの法定耐用年数につきましては現在13年ということでございますが、現在メタルケーブルの約4割が20年以上経過をしているものを使っているというものでございます。また、10年以上経過しているケーブルが全体の約8割、5年以上経過しているものが全体の9割というような状況でございます。耐用年数を大幅に越えて老朽化しているメタルケーブルの維持のためには、一定相当額の施設保全のコストが必要となるということでございます。法定耐用年数に加えて、数年たちますと、左のグラフでございますけれども、そのコストが大幅に上昇するというところございまして、施設保全のコストが必要となるということが見込まれるということでございます。

以上、3点、現場の管理部門の減少の分析についてご報告申し上げます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。どうぞ。

- 辻委員 1点いいですか。4ページにあります費用のところ、先ほど議論のありましたNTSコストの付け替え費用とありますね。これは18年度だけ増えています、この意味をご説明していただけるとありがたいです。これはどういう費用でしょうか。
- 二宮料金サービス課企画官 この費用につきましては、平成17年から5年間かけてNTSコストを基本料のほうに移行するというものでございまして、そのうちの平成18年度分のコストでございます。
- 辻委員 この図は増えていると読むんですか。左に出ているという意味がよくわかりませんが。
- 二宮料金サービス課企画官 すみません、平成17年段階の数字をちょっと明記をさせていただきますが、17年、18年とともに増加をしているという状況でございます。
- 辻委員 わかりました。
- 根岸部会長 どうぞ、ほかにもございせんか。よろしいですか。  
それでは、ありがとうございました。

## 閉 会

- 根岸部会長 以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様、あるいは、事務局から何かございますでしょうか。ございせんか。  
それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回は平成19年10月16日火曜日ということでございますので、よろしくお願いいたします。  
ありがとうございました。